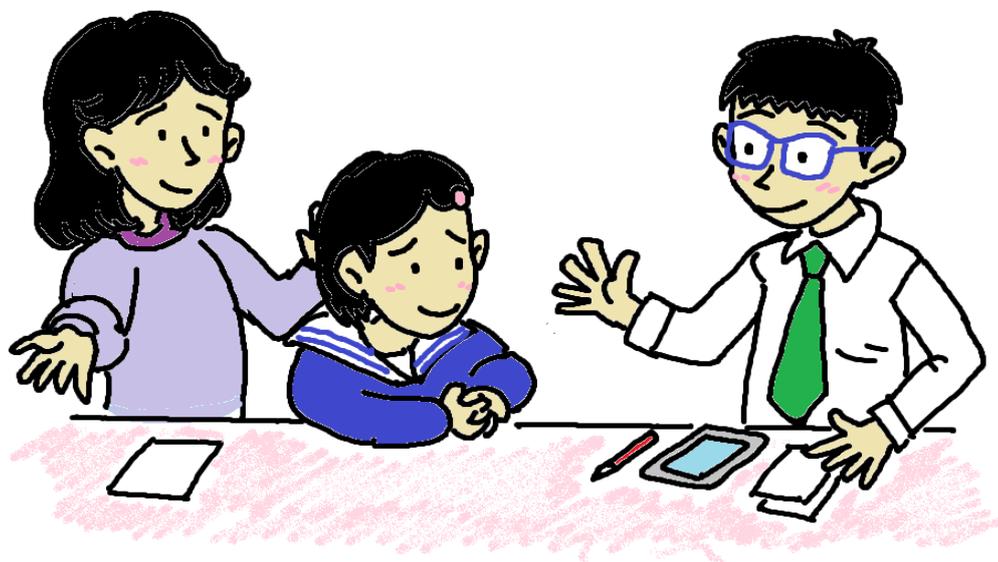


法的義務になった

学校現場での

「合理的配慮の提供」

～全ての障害のある児童生徒等の充実した学習のために～



平成28年1月



鹿児島県教育委員会

本当に!?

全ての学校，全ての学級で…

「先生！合理的配慮をお願いします!!」

…と，要望されるかもしれません

※ 平成24年に行われた文部科学省の調査では，学習面または，行動面で著しい困難を示すなど特別な配慮の必要がある児童生徒が，通常学級には，6.5%在籍すると推定されています。

Q：学校現場における「合理的配慮の提供」とは？

A：障害のある児童生徒等が，学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように，**環境の調整や，意思疎通の配慮，ルールを変更するなど個に応じた適切な工夫をすることです。**

- ★ 平成28年4月から施行される「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（障害者差別解消法）」によって**法的義務となりました。**
- ★ 障害者差別解消法における「障害者」とは，**診断書や，障害者手帳などの有無で判断するものではありません。**
- ★ 合理的配慮を行う条件としては，学校の設置者及び学校に対して，**体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さない**ものです。
- ★ 法令に基づき又は財政措置により，国，都道府県，各市町村で，教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは，「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり，それを「**基礎的環境整備**」と呼びます。学校は，**「基礎的環境整備」に応じて「合理的配慮」を提供しなければなりません。**学校によって基礎的環境整備の状況は異なるので，可能となる合理的配慮の内容も異なります。
- ★ **合理的配慮は3観点11項目**で整理されています

【観点①】 教育内容・方法	《①—1 教育内容》 【①—1—1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 【①—1—2】学習内容の変更・調整 《①—2 教育方法》 【①—2—1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮 【①—2—2】学習機会や体験の確保 【①—2—3】心理面・健康面の配慮
【観点②】 支援体制	【②—1】専門性のある指導体制の整備 【②—2】幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮 【②—3】災害時等の支援体制の整備
【観点③】 施設・設備	【③—1】校内環境のバリアフリー化 【③—2】発達，障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 【③—3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

★ **基礎的環境整備は 8 項目**で整理されています

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員，支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

Q：具体的にはどのような合理的配慮を考えればよいのでしょうか？

A：障害の特性を考慮して，どうすれば他の児童生徒等と同じように学習活動に参加ができるかを考えてください。

The illustration shows three students with their respective concerns and solutions. Each student has a blue speech bubble on the left and a yellow thought bubble on the right. The first student is a boy with black hair, the second is a girl with black hair, and the third is a boy with black hair and glasses. Red exclamation marks are next to the thought bubbles.

Student 1 (Boy):
次は何をすればいいか分かりません。
活動に見通しがもてるように，絵カードや手順表が準備できそうだ。

Student 2 (Girl):
数学の文章題を読むことはできないけど，聞けば問題の意味は分かります。
パソコンのワープロソフトで問題を作って，音声読み上げ機能を使ってみよう。

Student 3 (Boy):
友達と関わるのが苦手なので，急にグループ学習をされると苦痛です。
グループ学習することを事前に伝えて，無理なときは個別に活動してもよいことにしよう。

★ 文部科学省から出された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に合理的配慮の具体例が示されています。

また，国立特別支援教育総合研究所が「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」を作成して，実践事例を公開しているので，『インクルDB』で検索して参考にしてください。

参考：（独）国立特別支援教育総合研究所ホームページ <http://inclusive.nise.go.jp/>

Q：合理的配慮を提供するまでの具体的な進め方やポイントは？

A：本人・保護者からの申出内容を基に、課題の把握をした上で、**組織として対応することや、丁寧な合意形成**に努めてください。

① 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容の確認をする。

※ 申出がない場合も、何らかの工夫が必要であることが明白な場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑みれば、**障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるかどうか**の視点から判断し、自主的に取り組むことが望ましいです。



② 障害の状態や学校生活上の課題の把握をする。

※ どのような障害特性があり、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理する。



③ 必要な合理的配慮を考える。

※ 本人、保護者からの申出について、その要望が実態と照らし合わせて適切であるか、担任だけで考えるのではなく、ケース会議や校内委員会などを活用し、管理職、特別支援教育コーディネーターや学年主任なども一緒に、**組織として考え、情報を共有することが大切です。**



④ 本人・保護者との丁寧な合意形成を行う。

※ 要望をそのまま実施することが難しい場合でも、**代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努め**、合理的配慮の方法や程度などを決めます。



合理的配慮の提供



⑤ 合理的配慮の提供による、改善の様子を確認する

※ 十分な教育が受けられているかを確認し、**必要に応じて、配慮の方法、程度などを柔軟に調整してください。**

※ 合意された合理的配慮の内容は、**個別の教育支援計画に明記し**、進級、進学などの際は、**確実な引継ぎをしてください。**